資料７

第７次青梅市総合長期計画改定方針

この方針は、第７次青梅市総合長期計画（以下「第７次長期計画」という。）を改定するために、基本的な方針について定めるものである。

１　基本事項

第７次長期計画は、「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす　青梅」をまちの将来像に掲げ、その達成に向けては、「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」、「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」の３つの基本理念と８の基本方向を柱として、まちづくりの推進を図っている。

この基本構想は、令和５（２０２３）年度から令和１４（２０３２）年度までの１０年間を計画期間とし、５年間を目途に見直しを行うこととしている。

第７次長期計画は、第７次長期計画前期の基本方向とその進ちょく状況を踏まえつつ、社会情勢や経済動向、地域の状況に加え、ＳＤＧｓの観点を十分に考慮し、市政運営の継続性と改革のバランスを図りながら、持続可能な地域づくりを目指すための青梅市の最上位に位置づけられる包括的な計画として改定を進めていく。

また、これからの青梅市のあり方について、計画策定時と同様、市民や事業者からの意見を聴取する機会を多く設けるなど、民意の反映に努めるとともに、計画改定の各段階で、青梅市総合長期計画改定本部会議等の庁内組織により職員が積極的に参加し取り組むものとする。

２　第７次長期計画改定の主な内容

(1) 国内外の政治経済状況や時代潮流等を踏まえた以下の基本構想の項目の検証および修正

ア 将来人口推計

イ 土地利用方針

ウ 財政見通し

エ その他関連する事項

(2) 令和９年度までの基本計画(以下「前期基本計画」という）の検証

(3) 基本構想の検証および前期基本計画の検証を踏まえた令和 10 年度以降の基本計画の策定

3　第７次長期計画改定体制

次の方法により、第７次長期計画の改定を進める。

(1) 青梅市総合長期計画改定本部会議

第７次長期計画の改定に向け、経営会議の構成員を中心に組織する。また、必要に応じて個別事項を処理する部会等を設置する。

(2) 青梅市総合長期計画審議会（以下「審議会」という。）

市長の諮問に応じて、第７次長期計画の改定に関する事項について調査審議し答申するため、審議会を開催する。

4　市議会への対応

改定過程において、適時市議会に報告を行うとともに、意見を伺う。

5　市民等の意見の反映

次の分類を原則とし、広く市民や事業者からの意見を聴取する。

(1) ワールドカフェによる市民からの意見・提案
(2) 小中学校交流会（仮称）でのこどもからの意見・提案
(3) 各種ワークショップの開催による若者等からの意見・提案
(4) 市民・転出者・事業者アンケートの実施
(5) パブリックコメントの実施

6　改定および市議会提出予定

令和９年市議会１２月定例議会